

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和2年4月23日	有限会社松浦観光(法人番号8310002019842) 代表者 今里洋子	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和1年10月8日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)	5点	5点	5点	5点
	長崎県松浦市志佐町栢木 免1744-8	長崎県松浦市志佐町栢木 免1744-8							